

府中町教育委員会教育長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、町教育行政の運営における有益性を鑑み、町教育行政の運営上又は教育委員会の利益のために教育委員会を代表して外部と交際するために要する経費（以下「交際費」という。）の支出に関し、必要な事項を定め、町教育行政に対する町民の理解と信頼を深めるとともに、公平で公正な執行を図ることを目的とする。

(支出できる職)

第2条 交際費は、教育長及びその代理者が支出できるものとする。

(支出の相手方)

第3条 交際費は、公務上又は社交儀礼上必要な次の者（団体を含む。）に限り、支出できるものとする。

- (1) 教育委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にある者
- (2) 町教育行政に関し、顕著な功労があった者
- (3) 災害又は事故等にあった者
- (4) その他前各号に掲げる者に準ずる者として、教育長が必要と認める者

(支出区分)

第4条 交際費の支出区分は、次のとおりとする。

- (1) 儀礼的経費
慶事、弔事、見舞いその他の慶弔等に係る儀礼的な経費
- (2) 社交的経費
各種会合等に出席する際の会費、懇談費その他社交に必要な経費
- (3) 賛助経費
協賛金、激励金等、行事、事業等に対する賛助的な経費
- (4) 前3号に掲げる経費以外で、交際上必要な経費

(支出基準)

第5条 交際費の支出基準は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第1に掲げるもの以外の事案が発生した場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

(支出状況の公表)

第6条 この基準に基づく交際費の執行状況を公表する。

2 前項に規定する公表における項目は、次のとおりとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容等

3 第1項に規定する公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までに府中町公式ホームページに掲載する。

(その他)

第7条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条に規定する支出状況の公表は、平成29年4月1日以降の交際費の支出から適用する。

附則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

支出区分		支出内容	支出額	摘要
儀 礼 的 経 費	慶事	祝事、記念行事、総会、祝賀会、大会等への出席祝金	5千円以上1万円以内	
	弔事	葬儀等に対する弔電、供花、香典等又は弔慰金に係る経費	別表第2のとおり	
	見舞い	病気や災害に係る見舞いで、教育長が特に必要と認めるもの	1万円以内	他都市への災害等の見舞を除く。
	その他	町教育行政運営上必要な儀礼的経費	社会通念上妥当と認められる額	
社 交 的 経 費	会費	祝事、記念行事、総会、祝賀会、大会等への会費	案内状等に記載された金額。ただし金額の明記がない場合は、行事内容、会場等の状況を勘案し、1万円以内で相当と認められる額	
	懇談費	町教育行政運営上有益な交際を目的とする懇談に要する経費	社会通念上妥当と認められる額	
	その他	町教育行政運営上必要な社交的経費	社会通念上妥当と認められる額	
賛 助 経 費	協賛金	活動趣旨から公益性が特に認められるものに対し、協賛するために要する経費	社会通念上妥当と認められる額	町費から補助、助成等を受けているものを除く。
	激励金	全国大会への出場等に際し、教育長に表敬訪問を行ったときに支出する経費	5千円(団体にあつては1万円)	町費から補助、助成等を受けて出場又は参加する場合、及び町立学校の部活動を除く。
	その他	町教育行政運営上必要な賛助経費	社会通念上妥当と認められる額	
その他経費		町教育行政運営上必要な交際に要する経費として、教育長が特に認めたもの	社会通念上妥当と認められる額	

別表第2

町教育行政関係者等	香典	生花	弔電
町議会議員、教育委員及び特別職（常勤）	5千円	○	○
町議会議員、教育委員及び特別職（常勤）の配偶者、子、父母	5千円		○
特別職（非常勤）	5千円		○
その他教育長が特に必要と認める者	社会通念上妥当と認められる範囲		

備考

- 1 生花は一对とし、2万円程度とする。
- 2 特別職（非常勤）は、教育委員会が任命したものに限る。